

資料① 「物価高騰による家計への影響」 厚労省社会保障審議会資料より

認定NPO法人キッズドアによるアンケート調査
2022年11月11日～11月16日

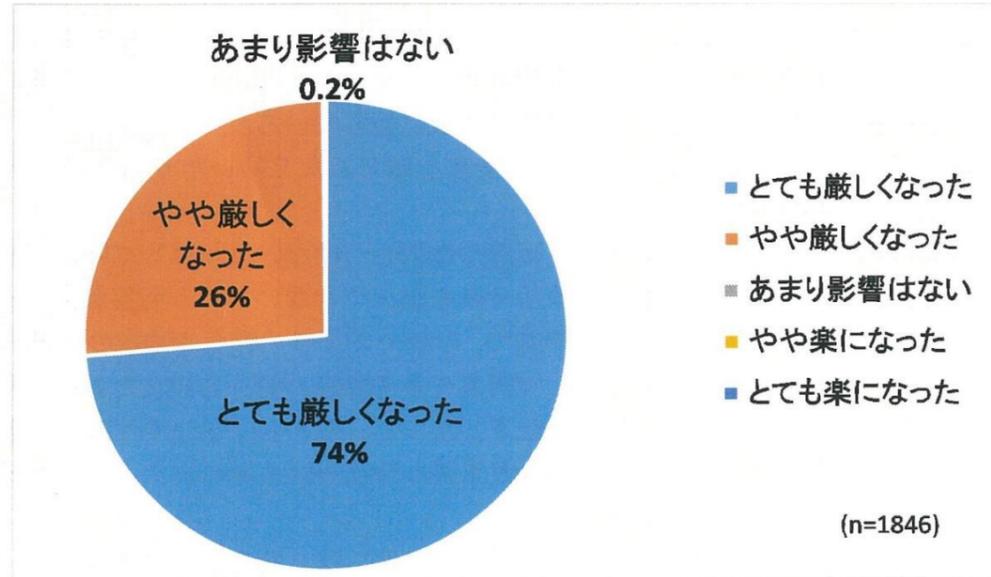


図 1 物価上昇による家計状況の変化

資料② 「出費を減らしている項目」 厚労省社会保障審議会資料より

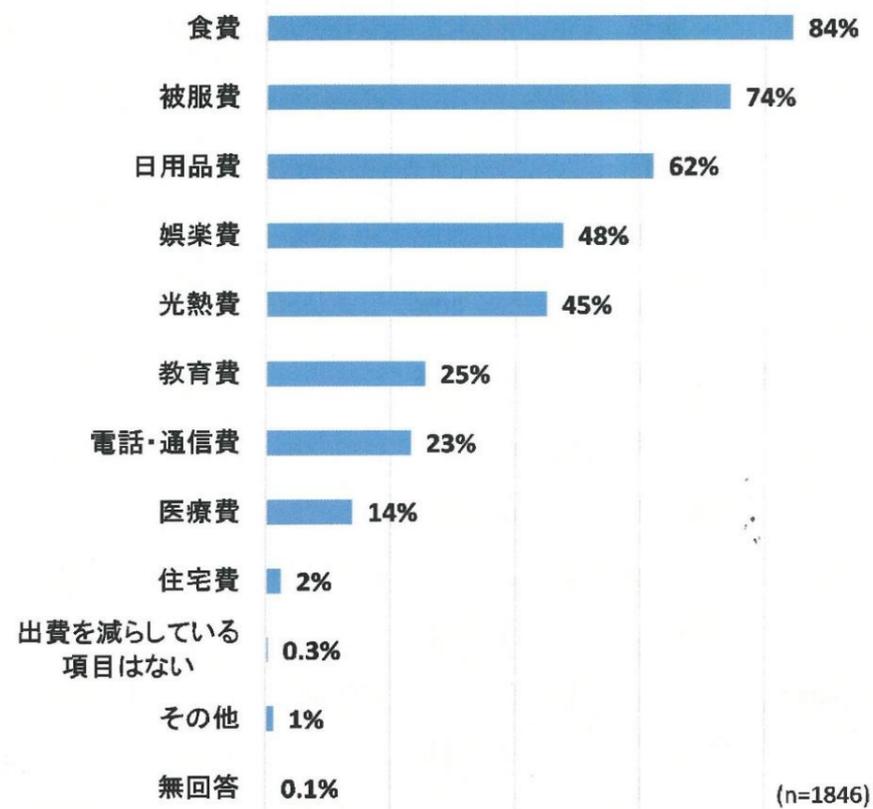


図 3 家計維持のために出費を減らしている項目（複数回答）

資料③ 「子どもの学びや生活の変化」 厚労省社会保障審議会資料より

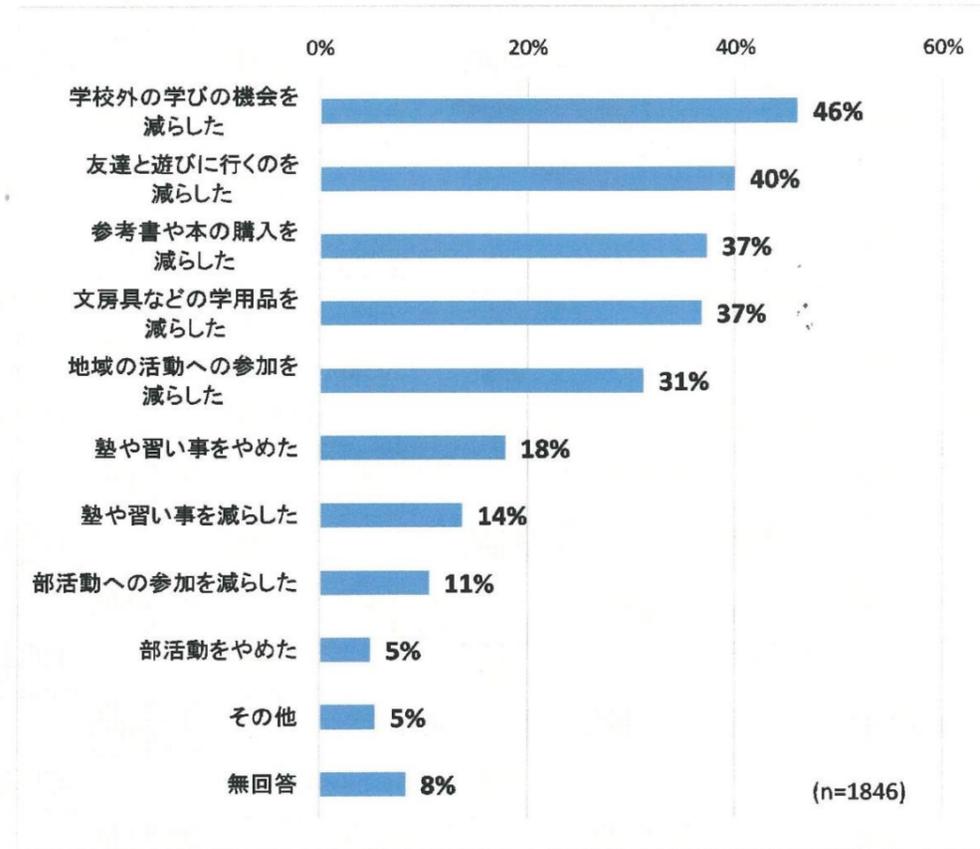


図 9 物価上昇による子どもの学びや生活の変化（複数回答）

『おやつを減らした』(65%) 『肉や魚を減らした』(63%)
『子どもに食べさせるために親の食事を減らしたり抜いたりしている』(49%)
『暖房をつけないようにしている』(73%)
『子どもの成長に合わせた衣服や靴を購入できない』(48%)
『必要な栄養が取れていない』(70%)
『風邪などの病気になりやすくなった』(28%)

資料④ 就学援助にかかわる文科省通知 全国に発出している文科省通知より抜粋

抜粋

4文科初第926号
令和4年7月22日

北海道教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

令和4年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）

要保護児童生徒等への就学援助については、平素より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記補助金の事務処理について、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」等のほか、下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、遺漏のないようお取り扱い願います。

文部科学省においては、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、市町村が行う就学援助の適切な運用及びきめ細やかな広報など就学援助の充実を図ることを目的とし、就学援助の実施状況等について定期的な調査を実施するとともに、『就学援助ポータルサイト』において、要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助制度の周知方法、準要保護の認定基準等を公表しております。

各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に対し、援助の必要な児童生徒の保護者に対して漏れなく就学援助が実施されるよう、調査結果を参考に、できるだけ多くの広報手段等を活用するなど、就学援助の趣旨及び申請手続きに係る周知の徹底について、御指導願います。

また、平成29年度より、小学校等についても、就学予定者に対する「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給分を国庫補助の対象としておりますので、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村教育委員会に対し、入学前支給の実施について、検討を促していただくよう、願います。これに加え、令和2年6月の要綱改正において、「オンライン学習通信費」を新たに補助対象費目として追加しております。令和4年度は一人一台端末本格運用2年目を迎え、全国で端末の持ち帰り等が進むことも想定されますので、遺漏なきよう併せて周知願います。

【略】

記

4 就学援助の適切な実施について

- (10) 学用品費等については、国立学校及び私立学校も含め、居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する者についても、居住している市町村において就学援助の対象とすること。

資料⑤ 岡山市心身障害者医療費助成制度

◎一部負担金の月額上限額について

受給資格者および受給資格者と同じ健康保険に加入する世帯員（以下、世帯員と表記）の前年の所得（1月～6月は前々年）に応じて判定しています。医療機関等の窓口で受給資格証を提示することで、外来・入院ごとに一部負担金の月額上限額までの負担で医療を受けられます。（月途中で加入保険を変更した場合は、保険ごとに月額上限額が適用されます。）また、複数の医療機関等を受診した場合も含め、ひと月にかかった自己負担額（医療保険より給付される高額療養費等を控除した額）の合計が下記右表の【差額給付月額上限額】を超えた場合は、後日に市から差額が給付されます。

▼一部負担金の月額上限額

【医療機関等の窓口での月額上限額】

所得区分	外来	入院
一定以上所得者	44,400	(※)80,100+1%
一般	12,000	44,400
低所得者	II	2,000
	I	1,000
		6,000

※自己負担額が80,100円を超えた場合は
80,100円+(医療費総額-801,000円)×1%

【差額給付月額上限額】

所得区分	外来	入院+外来
一定以上所得者	22,200	40,050
一般	6,000	22,200
低所得者	II	2,000
	I	1,000
		6,000
		3,000

実際の負担額

▼所得区分の判定

世帯：受給資格者および受給資格者と同じ健康保険に加入する世帯員

一定以上所得者	市民税課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方 ※1	
一般	世帯全員が市民税課税所得145万円未満 ※1	
低所得者	II	世帯全員が市民税所得割非課税 ※2
	I	世帯全員が市民税所得割非課税※2かつ世帯員全員の合計所得金額なし※3

「一定以上所得者」の目安は年収500万円～600万円といわれている。両親で働きながら子育てしている多くの世帯が該当すると思われる。

【対象者】

ー 対象の方 ー

① 岡山市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方（※）

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級を持っている方
 - ・重度の知的障害者（おおむねIQ35以下）と判定された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持する方
- ※生活保護を受けている方は対象となりません。

② 前年分の所得が下表の所得限度額を超えない方（ただし、1月から6月の申請時は前々年分の所得）
受給資格者及び配偶者・扶養義務者に対し、老齢福祉年金に準じた所得制限を適用します。